

肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス事業実施要綱 (令和3年4月1日告示第42号)

最終改正:令和7年8月13日告示第91号

改正内容:令和7年8月13日告示第91号

|                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                        |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------|
| ○肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス事業実施要綱                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                        | 令和3年4月1日告示第42号 |
| 改正                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和4年10月14日告示第42号<br>令和6年4月30日告示第70号<br>令和7年8月13日告示第91号 |                |
| 肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス事業実施要綱<br>(目的)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                        |                |
| <b>第1条</b> この要綱は、町外から本町への移住、地域間交流、二拠点居住やサテライトオフィス誘致、ワーケーションの推進等を目的とし、移住希望者等が本町での生活等を体験するための住宅（以下「お試し住宅等」という。）について必要なことを定める。<br>(移住・交流お試し住宅等)                                                                                                                                             |                                                        |                |
| <b>第2条</b> お試し住宅等の名称及び位置は、別に定める。                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                        |                |
| 2 本事業実施に必要な住宅等の借り上げについては所有者と町が使用貸借契約（第1号様式）を締結することとし、事業実施にあたり必要な費用（公租公課・火災保険その他事業に係る費用）は町が負担するものとする。                                                                                                                                                                                     |                                                        |                |
| 3 借上期間終了後は、原状回復する責めを町は負う。<br>(利用対象者)                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                        |                |
| <b>第3条</b> お試し住宅等を利用できる者は、肝付町外に住所を有し、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、町長が特別の理由があると認める者にあつては、この限りでない。<br>(1) 本町に移住やサテライトオフィス等の設置を検討する者又は地域間交流を目的とする者<br>(2) 本町の移住施策等に関するアンケート等に協力することができる者<br>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でない者又は同条第6号に規定する暴力団員でない者<br>(利用申込み) |                                                        |                |
| <b>第4条</b> お試し住宅等を利用する者は、町長に肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス利用申請書（第2号様式）を利用開始希望日の3週間前までに提出しなければならない。<br>(利用許可)                                                                                                                                                                                     |                                                        |                |
| <b>第5条</b> 町長は、前条の規定による申込みがあつたときは、速やかにその内容を審査するものとする。                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |                |
| 2 町長は、前項の規定による審査の結果、お試し住宅等の利用を許可したときは、申込書を提出した移住希望者等に対し、肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス利用許可書（第3号様式）を交付するものとする。<br>(利用期間)                                                                                                                                                                          |                                                        |                |
| <b>第6条</b> お試し住宅等の利用期間は、利用を1日単位とし、利用開始日から起算して連続する30日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合、この限りではない。                                                                                                                                                                                                      |                                                        |                |
| 2 利用期間の開始日及び満了日は、次に定める日を除いた日とする。<br>(1) 土曜日及び日曜日<br>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日<br>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日                                                                                                                                                                      |                                                        |                |
| 3 利用期間に係る入居及び退去は、午前9時から午後4時までの間とする。                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                        |                |
| 4 お試し住宅等を利用することができる回数は、同一の利用者につき2回までとする。                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                        |                |
| 5 第1項の規定にかかわらず、災害等により利用期間を変更する必要があると町長が認めた場合は、利用期間を変更することができる。<br>(体験料)                                                                                                                                                                                                                  |                                                        |                |
| <b>第7条</b> 体験料は、利用する人数にかかわらず、1泊につき1,000円、1日（宿泊なし。）は500円とする。                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |                |
| 2 体験料には、住宅等使用料・光熱水費・浄化槽管理費・NHK受信料・インターネット使用料金、お試し住宅等の備品（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・掃除機等）利用が含まれるが、それ以外の費用は利用者負担とする。                                                                                                                                                                       |                                                        |                |
| 3 利用者は体験料を前納しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                        |                |
| 4 利用者の責めに帰さざる理由によりお試し住宅等を利用することができなくなったとき、その他町長が認めるときは、既に納付された体験料の全部又は一部を還付することができる。                                                                                                                                                                                                     |                                                        |                |
| 5 その他町長が特別の理由があると認めるときは、体験料を減額し、又は免除することができる。<br>(遵守事項)                                                                                                                                                                                                                                  |                                                        |                |
| <b>第8条</b> 利用者は、お試し住宅等及びその敷地の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。                                                                                                                                                                                                                               |                                                        |                |
| (1) 第1条に規定する以外の目的に利用しないこと。                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                        |                |
| (2) 第三者に対し、お試し住宅等若しくはその敷地を転貸し、また利用させないこと。                                                                                                                                                                                                                                                |                                                        |                |
| (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                        |                |
| (4) お試し住宅等（備え付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                        |                |
| (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                        |                |
| (6) 清掃、除草を適宜行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                        |                |
| (7) ごみを適切に処理すること。                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                        |                |
| (8) お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の承諾を得ること。                                                                                                                                                                                                                                           |                                                        |                |
| (9) お試し住宅等の増築若しくは改築、又は模様替えをしないこと。                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                        |                |
| (10) 合鍵は複製しないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                        |                |

- (11) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等を適切に利用すること。  
(行為の禁止)
- 第9条** 利用者はお試し住宅等及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 寄附の募集、その他これに類する行為  
(2) 興業、展示会その他これらに類する催し  
(3) 文書、図画その他の物の掲示又は配付  
(4) 政治活動又は宗教活動  
(5) 動物の飼育  
(6) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為  
(7) 建物の建築又は工作物の設置  
(8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等の使用にふさわしくない行為  
(立入り)
- 第10条** 町長は、お試し住宅等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅等及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。
- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。  
(損害賠償)
- 第11条** 利用者は、お試し住宅等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を肝付町移住・交流お試し住宅及びお試しオフィス破損（汚損・滅失）届（第4号様式）により町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。  
(事故免責)
- 第12条** 施設及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅等及びその敷地内で発生した事故に対しては、町は、その賠償の責めを負わないものとする。  
(許可の取り消し)
- 第13条** 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。
- (1) 体験料をその納付期限までに納付しないとき。  
(2) 第11条に規定する損害を賠償しないとき。  
(3) 上記のほか、本要綱に記載された内容に従わないとき。  
(明け渡し)
- 第14条** 利用者は、利用期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、直ちに、お試し住宅等及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は通常の利用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅等及びその敷地を原状に回復しなければならない。
- 2 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。
- 3 町長は、利用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。  
(規定外事項)
- 第15条** この要綱に定めるもののほか、お試し住宅等の利用に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則**  
(施行)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則**（令和4年10月14日告示第42号）  
この要綱は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和6年4月30日告示第70号）  
この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和7年8月13日告示第91号）  
この告示は、公布の日から施行する。
-